

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第23回 平成21年 8月 3日開催 午後7時から午後9時 人材育成センター研修室B

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、武藤、佐藤、林、山岸、三浦

傍聴者 0名

配布資料

- ・第16回検討連絡会議資料一式
- ・第22回運営会次第
- ・第23回臨時運営会次第
- ・第23回全体討議の進め方
- ・盛り込みたい事項【各班記入シート】
 - 2. 住民(区民)の権利と責務」のコピー
- ・2. 住民(区民)の権利と責務 盛り込みたい事項とその内容一覧(まとめ)
- ・盛り込むべき事項運営会案 「住民(区民)の権利と責務」
- ・第22回区民検討会議開催概要

1 検討連絡会議からの報告

『条例の基本的考え方』の三者の変更点について、以下のように説明と意見交換を行った。【報告】
議会

- ・用語の定義について、“区民・区民等・事業者・協働”から“住民・区民”に変更し、今後「住民」という項目が出てくることが想定されることから「住民」を定義した。
- ・「住民」を「区内に住所を有する人」、「区民」を「区内に住所を有する人、区内で学ぶ人及び区内で事業を営む事業者、区内で活動する団体を加えたものとする」と定義した。

行政

- ・用語の定義について、冠頭に頻出する「区内で」を削除し、「区民」を「区内に住所を有する人、働き学ぶ人、地域活動を行う人、区内で事業を営む事業者、活動する地域団体」と定義した。
- ・基本理念の「自治のめざすもの」について、「誰のため」ではなく「何のため」という視点から、「区民の福祉」を「住民福祉」に変更し、「個人の尊厳と自由が尊重され、住民福祉が実現される(多様性、共生、持続可能性)をもった地域社会の創造を目指すこと」とした。なお、変更の可能性ある。

座長

- ・行政案では、用語の定義で「区民」という言葉を使い、基本理念では「住民自治」と違う言葉を使っている。議会案では、用語の定義で「住民」と「区民」を分け、理念では「市民主権」という広い概念を使っている。区民検討会議案では、今のところ「区民」を基本としているが、基本理念で「住民自治」という言葉を使っている。今後の検討において、「区民」と「住民」を気にしながら検討していきたい。

『住民(区民)の権利と責務』について、以下のように三者の検討内容の説明と意見交換を行った。【報

告]

区民検討会議

- ・ 現在、ワークショップで検討を行っている。今後、ワークショップで出された意見を基に運営会案を作成し、運営会案をたたき台にして区民検討会議案を作成する。

議会

- ・ 議会案では「区民の責務」ではなく「区民の役割」とした。

意見交換

- ・ 「区民の役割」が「区民の責務」かについて、意見交換を行った。
- ・ 行政案の区民の責務で、「互いの自由と人格を尊重し合い、参画と協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと」について、「互いの自由と人格を尊重し合い」と「参画と協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと」というのは並列なのか、また、「自らの発言と行動に責任を持つこと」というのは「参画と協働に当たり」に限定されるのかという質問があり、句点を削除し「互いの自由と人格を尊重し合い、参画と協働に当たり自らの発言と行動に責任を持つこと」に修正された。

辻山座長より、以下の指摘があった。【報告】

- ・ 区民が自分たちのコミュニティのルールを作り、次の世代のためによりよい地域社会を残していくとするのか、または自分たちが選んだ政府を暴走させないという信託論にたった立憲主義で貫くのか、自治基本条例の基本的なイメージを考えていく必要がある。

次回の検討連絡会議では、『住民(区民)の権利と責務』を再度検討し、その後に『区政への住民参加の仕組み』について検討することとなった。【報告】

2 運営会からの報告

第16回検討連絡会議において、区民検討会議としては、『(住民)区民の権利と責務』について第22回区民検討会議までに話し合ったことの経過を伝え、各代表委員は自分の班の意見等を盛り込んでそれぞれ意見交換をしてもらうこととなった。なお、今後の区民検討会議の進め方として、どの時期にどこまでを目指すのか、ある程度のものを示さなければならず、それをどのようにするかが今後の課題である。【報告】

第23回区民検討会議に向けて運営会案を作成するため、7月26日に臨時運営会を開催した。【報告】

第23回区民検討会議の進め方については、臨時運営会でまとめられた『(住民)区民の権利と責務』の各事項について、全体会で検討することとなった。【報告】

3 『(住民)区民の権利と責務』の検討(全体討議)

全体討議の進め方について、以下の手順で行うことが説明された。説明の詳細は別紙のとおり。

- ・ 臨時運営会より、運営会案の報告をしてもらう。
- ・ 運営会案の報告の後、(1)検討にあたっての考え方のベース、(2)情報の共有、(3)行政サービスについて、(4)安全安心な暮らしについて、(5)参加・参画について、(6)議会への提案・行政への提案について、(7)地域課題・まちづくりについて、の順番で全体討議を行う。

運営会案について以下の説明があった。【報告】

(1) 検討にあたっての考え方のベース

- ・ 運営会で合意した事項
「区民」をベースに考えていき、特に「住民」とする必要があるものについては、「住民」として、く
くりだす。
この条例は、区政を運営するにあたり、区政に区民がどう関わるかについて規定していく。
- (2) 情報の共有について
 - ・ 運営会案1(区民の権利)
「区民は、知る権利を有する。」
(留意事項)
知る権利を有するものについては、定義した「区民」の範囲でよいか引き続き検討する。
 - ・ 区民の権利は、「情報の共有」ではなく「知る権利」ではないか。行政のもつ情報を公開させること
が重要であるということから、「知る権利」とした。
 - ・ 「土地の所有者」や「ふるさと納税の寄付者」なども「区民」に入れてはどうかという意見があった。
- (3) 行政サービスについて
 - ・ 運営会案2(区民の権利)
「区民は、公共サービスを受ける権利を有する。」
「等しく」、「差別を受けない」の文言は入れないこととした。
 - ・ 運営会で合意した事項(区民の役割・責務)
「区民は公共サービスを担う役割を有する。」については、盛り込むか盛り込まないかを全体会で
議論する。
「コミュニティに参加する役割がある。」については、(7)地域課題・まちづくりで議論することとし
た。
 - ・ これからのサービスの担い手は行政だけではないということから、「公共サービス」とした。
- (4) 安全安心な暮らしについて
 - ・ 運営会案3(区民の権利)
「区民は、安全で安心な暮らしをする権利を有する。」
- (5) 参加・参画について
 - ・ 運営会案4(区民の権利)
「区民は、区政に参加/参画する権利を有する。」
(留意事項)
「参加」、「参画」のどちらを用いるかは、引き続き検討する。
 - ・ 「参加」、「参画」の意味について、牛山教授からレクチャーをしていただくこととなった。
- (6) 議会への提案・行政への提案について
 - ・ 運営会で合意した事項
「議会への提案」、「行政への提案」は、参加・参画に含むこととし、具体的内容は、『行政・議会の
役割と責務』、『住民参加の仕組み』など別項目で検討する。
- (7) 地域課題・まちづくりについて
 - ・ 運営会案5(区民の役割・責務)
「区民は、ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める。」
 - ・ 運営会で合意した事項
まちづくりの権利はここでは盛り込まず、『住民参加の仕組み』など別項目で検討する。

運営会案を基に、全体討議を行った。全体討議の詳細は別紙のとおり。

全体討議の結果、以下の事項が合意された。

(2) 情報の共有について

「区民は、知る権利を有する。」

ただし、知る権利について限定する文言を入れるか、「情報の共有」を盛り込むかについては、引き続き検討することとし、検討の仕方を運営会で議論する。

なお、全体討議の進め方のうち、(3)行政サービスについてから(7)地域課題・まちづくりについてまでは、検討未了である。

4 牛山教授コメント

全体討議について、牛山教授からコメントがあった。

コメントの詳細は別紙のとおり。

以上

第23回 委員出席簿 凡例: 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	23回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	×
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	×
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	×
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	×
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	
参加者			26

全体討議の説明

ファシリテーター 臨時運営会では、資料5「盛り込みたい事項【各班記入シート】」をもとにして作成した資料6「2住民(区民)の権利と責務 盛り込みたい事項とその内容一覧(まとめ)」をベースに検討を行いました。その結果、住民(区民)の権利、責務、役割などについて、資料7「盛り込むべき事項運営会案 住民(区民)の権利と責務」を作成しました。この資料7が本日の全体討議のたたき台となります。また、まとまっていないものもありますが、資料6の4/4(情報の共有)から3/4(地域課題・まちづくり)の部分について運営会案を作成いたしましたので、こちらを全体会で検討します。

本日の目標は、運営会案をたたき台として全体で合意を図り、区民検討会議案を作成することです。本日の進行方法ですが、全体討議で行います。はじめに、安田委員から運営会案の報告をしていただきます。報告の内容は、運営会案と運営会案にいたるまでに議論の論点となったことについてです。

運営会案の報告が一通り終わった後に、資料4の(1)～(7)の順番で議論を進めます。運営会案についての質問等は、運営会案に記載した項目を検討するときをお願いします。

それでは、安田委員から運営会案の報告をお願いします。

(運営会案の報告内容は、開催概要本文を参照)

全体討議

ファシリテーター それでは、全体討議を進めていきたいと思います。

まず、運営会から、検討にあたっての基本的な考え方が出されました。「区民」と「住民」に分けていますが、ベースをどこに置くかを合意していかないと、「区民」と「住民」がごちゃごちゃになってしまうのではないかということで、運営会としては、まずは「区民」がベースであって、特に「住民」とする必要があるものについてはくりだそうということになりました。これが運営会の1つ目の合意事項です。この件と安田委員からの報告についての意見はありますか。ご意見・ご質問はありますか。

ファシリテーター よろしいですね。

次に、検討にあたっての考え方のベースの2つ目は、この条例は、区政を運営するにあたり、区政に区民がどう関わるかについて規定していくことにしようというものです。権利や役割・責務を検討するにあたり、誰が誰に対して主張していくのかといったことを考えていく必要がありますので、基本的に「区政に区民がどう関わるか」ということをベースに考えていこうということになりました。こちらについてご意見はありますか。

委員 「区政を運営するにあたり」とありますが、区政を計画・企画する段階についてはこの条例では考えないのでしょうか。

ファシリテーター では、安田委員、お願いします。

安田委員 この部分は、私も理解不足なので、他の運営委員にお願いしたい。

委員 区政を運営するだけではない。Plan・Do・Check・Action の全て段階に関わる。そういう理解で良いと思う。

ファシリテーター 他の運営委員の方はいかがですか。

委員 私は臨時運営会に出ていたが、この文章が何を指しているのかよくわからない。区政に区民がどう関わるかについて規定していくのか。私も臨時運営会で意見を言ったが、むしろ、区政をどうチェックしていくのかを区民の視点で出していくことではないか、ということが1つとしてあった。区民がどう参加するかということに意見の集約があったわけではなかったのではないか。こういう視点があるということは、了解である。誤解を招くのではないかということで意見を述べた。

安田委員 区政に参加する段階はいろいろな方法がある。参画と協働がどう違うのかも含めて、私はまだこの部分がよく理解できていない。

委員 臨時運営会でまとまったことだと思うが、新宿区政にどう関わるのかというルールがこの自治基本条例であると理解している。新宿区政に関わる地区協議会や住民の立場をどうするかというルール作りであると話し合われたと思う。

委員 チェックの段階は入るのか。

ファシリテーター それについてはいかがですか。

委員 全部の段階で入る。

ファシリテーター この件は、臨時運営会で合意事項であったと思っています。ただ今の委員の意

見にありましたように、運営をするということは、決まったからただやってくれ、ということではなく、プランを作る段階から、区民がどう関わっていくのかということを考えていくということではなかったでしょうか。

委員 先ほどの委員がおっしゃったチェックというのは、自分たちが選んだ政府を暴走させないようにするのか、信託論に立った信託したものがきちんと報われる立憲主義を貫くのか、そういうことを言っているのではないか。それを踏まえると、ここで関わると言っていたことは、私たちのコミュニティなのだから、いろいろ作り、区民がこうあるべきだということとは別の意味で言っていたのかと思う。辻山座長がおっしゃった基本的イメージをどうするのかということに関わってくるのではないか。

ファシリテーター この件は、高野委員をお願いします。

高野委員 論点としては、区民が区政にどう参加していくのかということである。行政や議会に区民がどう入り込んでいくのか、どういう仕組みで形をつくっていくのかということがある。今は曖昧であると捉えられても仕方がないが、具体的にどういう形でやっていくことは、また後に議論して行けばよいのではないか。今は包含していると捉えて欲しい。具体的なことを今議論すると論点が見えなくなる。今は、どうしたいのかを考えてもらいたい。

委員 私はそれについては理解している。先ほどの委員が話された二極の柱はあると思うし、私は前者だと考えおり、いずれは整理が必要であろう。今は、とりあえず全部出してみ、整理していくことが必要であると運営会ではまとめたのではないか。区政を運営するにあたり区政に区民がどう関わるかという文章が、区民がどう参加するかに限定されているように見えてしまったので先ほど質問した。

高野委員 この話をした時に、例えば「知る権利」の中で、区民以外の方が情報を欲しいと言った時に、行政サイドが断ち切ることがあるのかなど、いろいろな例示が出された。落ち着くところとして、「知る権利を有する」ということで運営会案を持ってきている。「知る権利を有する」を情報の共有にするという意見もあったが、情報の共有では重いので、整理する内容としてこういう形になった。運営会案を作る中で、かなり含みがあることをご理解頂きたい。

ファシリテーター まず、運営会案の「検討にあたっての考え方のベース」の“この条例は、区政を運営するにあたり、区政に区民がどう関わるかについて規定していく”は、基本的にこのように考えていこうということで、運営会では合意しましたが、みなさんのご意見はいかがでしょうか。

委員 “この条例は”ということは、“この条例の規定は”基本的に区民が区政にどう関わるのかという規定で整理するという趣旨ですね。住民自治を基本理念で大きく言っている。そして、区政の運営を、行政・議会への関わりに限定してしまうと、住民自治の意味がイメージしづらくなる。区民の権利保障については、区民が区政に関わるという文脈で良いと思う。しかし、恐らくこの条例はそれだけではなく、住民自治として、区民や住民主体ということを意識しなければならないと思うので、このまとめ方は乱暴ではないかと思う。

委員 臨時運営会に出たときのメモがあるが、区民が自治の担い手であるということで話し合ったと

思う。このまとめた文章は、少し話し合いの内容とそぐわない部分があると思う。区民が自治の担い手であることを話し合ったと思う。

委員 前段階で合意を求める必要はないのではないか。条例の定義などできちんと議論されれば良いのではないか。合意事項なしにしても良いのではないか。どんどん進めた方が良いのではないか。

ファシリテーター ただ今の意見がありました。ここはペンディングということによろしいでしょうか。では、次に進めたいと思います。

続いて、『(2)情報の共有について』に進みます。こちらについて、安田委員の報告に対する質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

委員 先ほどの委員の意見に対して、一言あります。「知る権利」とは、誰かに対して求めるものであり、「情報共有」は、更に超えて、双方が情報を共有するという意味合いが強い。例えば、「知る権利」は、新宿区は情報公開条例があり、執行機関や議会に対して、みなさんは開示請求権という権利が保障されている。「情報共有」は、地域の情報を住民が提供し、行政が持っている情報を区民に提供することがあってよく、双方の行き来がある。それは、共有する情報をどう作っていくかという問題もある。住民自治という概念を前提に考えるのならば、区民は知る権利を有するだけでなく、その知る権利を有し、更に、双方が情報を共有するというニュアンスがあっても良いのではないか。「知る権利」は、例えば、条例に基づいて請求した場合、生の情報が出てくる。どういう情報が地域で課題なのかを共有する場合は、お互いに課題を含めた情報を作っていくことになる。こういったことから、もう少し広げた方が良いのではないか。「知る権利」という言葉だけでは、そういう概念を全て包含することは難しいのではないか。「知る権利」はとても大事なもので、書くことは必要だが、自治と言うならば、その先のことも包含した形が良いのではないか。

委員 その先のことも必要であるが、ここではそこまで議論しなくても良いかなと思う。更に情報共有について議論する必要があるだろうが、今回は、「知る」という部分が大事であると思う。

ファシリテーター 今のご意見は、知る権利までをここに規定すればよく、その先の情報共有は、ここに規定する必要はないということによろしいですね。

委員 はい。

委員 “区民は、知る権利を有する”だけでよいのか。個人情報の問題もあるのでもう少し具体的に言う必要はないだろうか。自治の話をする時に、何でも知らせるのではなく、知らせない権利だってある。“何のために”という一言がなく、ただ「知る権利」で良いのか。資料6の各班から出された案を見ると、“何のために”があるように思える。言い切りっぱなしで良いのか。

委員 権利という条項に、そこまで書くかと言うことだが、「知る権利」といっても個人情報は知る権利はない。情報は、何を何のために知る権利があるのかということになる。私は今でも十分知る権利を持っていると思う。個人的には、情報を開示請求する権利が欲しい。しかし、そのような言い方をすると、非常に狭まってしまう。他で議論するなら、このような抽象的な言い方でも良いと思うが。

委員 いろいろ意見はあるだろうが、今は細かい話は置いておいて、基本的なことを考えれば良いのではないか。今は、4班全てで出された意見しかやっていない。1つの班しか出ていないなど個別的な意見の検討はまだやっていない。全体を検討して、最終的に見直せば良いのではないか。「知る権利」は憲法から派生されているのであり、守秘義務があるものまで知りたいとは言っていない。まずは、細かい話は置き、とりあえず、「知る権利」があることに合意したい。

ファシリテーター 今のご意見の流れですが、最初の意見は「知る権利はもちろん大事だが、もう一歩進んで情報共有という概念があるので、盛り込んではどうか」というご意見でした。それに対して、「そこまで進めなくて良いのではないか」というご意見が出ました。ここまでは、運営会案の意見でした、その後のお二人の意見は「知る権利についてもう少し詳しく書いた方がよいのではないか」ということでよろしいですか。

牛山教授 今のお話を伺っていると、後半のお二人が言うことは、「知る権利を有する」という単体で書くと、他にも憲法上の権利があるにも関わらず、なぜ、これだけを書くのかと。プライバシーはもちろん除いて、行政と住民や住民間の情報共有という文脈で書くならばわかるが、なぜ「知る権利」だけを書くのかというご意見ではないでしょうか。最初の委員のご意見では、情報共有が「知る権利」の先にある、ということよりも、「知る権利」という権利をベースにして、自治基本条例に情報共有を書いてはどうか、というご意見だと思います。これらの意見は違うと思います。「知る権利」単体で書くというご意見と情報共有とセットにして書くべきではないかという意見が出ています。これらをそのままにして進むのは、難しいのではないのでしょうか。

委員 情報共有は協働の基礎だと思う。そういう意味での情報共有だと思っていたが、みなさんの意見を聞いていると、知る内容について、かなり踏み込んでいるように思える。

委員 『区民は知る権利を有する』に“区政の情報を”という言葉を入れれば、対象がはっきりして、情報共有という概念もはっきりし、良いのではないか。

牛山教授 今のご意見は、「知る権利」を限定することになります。今の議論では運営会案が1番目。もう一つは、「知る権利」はあって、わざわざここに書くのは、区政運営に関する情報共有ということがあって、ここに書くということが2番目です。3番目は、「知る権利」は憲法上あるのだから、区政運営に関して区民が関わるという意味において、情報共有をする権利を有する。この3つの違いがあるのではないのでしょうか。もちろん、他の意見がある場合はおっしゃって下さい。この3つはそれぞれ趣旨が違います。この3つから絞るくらいの整理はしても、よいのではないのでしょうか。

委員 私が先ほど言った意見のベースの中には、「知る権利」は憲法上の言葉とおっしゃっているが、憲法上、確立した権利として、例えば、開示請求権的なものを位置づけられている訳ではない。それが、いろいろな法律の策定に影響している。「知る権利」と言ったときに、一体何を指すのか、はそれぞれ定義されるべき問題だと思う。ここで、「知る権利」と言った時に、何を意味するかはとても大事だと思う。「知る権利」だけで、全てを意味するということは、良くないと思う。何をどう知なのか、情報をどう考えるのか、などある程度はそれぞれが考えて作るも

のであると思う。「知る権利」はある。それをベースした情報共有を自治の中で目指すべきものなので、ここに書くべきだと思う。確かに、言葉がわかりやすければわかりやすいほど、全てを言い含めているように思える。しかし、「それが何を意味するか」ということは、その言葉がどういう意味と文脈で用いられているのか、どう定義するかによって変わってくる。「知る権利」という言葉が全て表しているというよりも、「知る権利」が何を表しているのかを、この条例でちゃんと位置づけた方が良いと思う。また、権利について検討しているので、権利について具体的にこの権利が何をどういう手続きで保障されていくかは、個別の条例によるべきものだと思う。権利を保障する制度をこの自治基本条例に、権利について保障したのであるならば、それを保障する条例や仕組みを考えなさい、とこの条例で命令するという意味合いではないか。何を意味しているのかということ、ある程度わかるようにするべきである。

牛山教授 具体的に文言はありますか。

委員 私は先ほど牛山教授がおっしゃった選択肢の2番目に近い。この規定は、権利について定める規定である。誰が「知る権利」を保障するのかという主語がわからない。そもそも、誰が主語になることを想定するのが疑問。区民が主体なのか。区民が「知る権利」を有するのか。保障する主体は何か。この場合は区になるのか。作文をする場合、主体をはっきりする必要があるのであれば、それを基に作文するのかなど考えた。

牛山教授 主語は、自治体の場合は、住民を含めた地方公共団体の区になるでしょうね。書くか書かないかは別な問題ですが。

委員 話が難しくなり、話が見えなくなっている。「知る権利」では、どこまで入れるのか。議会、行政を有する情報なのか、個人情報を含まないなど、そういう部分を定義するのかもしれないかの議論である。定義しないならば、「知る権利」を有するだけにするというのが運営会の案である。それに対して、資料4を見ると、専門部会案では、「区政に関する情報を知る権利」とし、議会では、「情報を知る権利」としている。それに対して、区民は区政だけの情報で良いのか。いろんな情報が必要なのではないか。それならば、どのように表現するかを議論しているのではないか。そこで、難しい話をするのではなく、わかりやすい表現になる意見を聞きたい。

委員 では、わかりやすく「区政情報を知る権利」でどうか。

委員 「知る権利」がなければ、行動の原点はどこにあるのであろうか。「知る権利」があることによって、自分は何かを知ることが出来る権利を持っているのだと思える。単純に、私たちは「知る権利」を持っているということであり、それ以上でもそれ以下でもない。もしそれ以上それ以下があるのならば、個別に明文化していけば良いのではないかと思う

委員 資料6に「情報の共有」という言葉がある。最初に「知る権利」と言ってしまうと、いろいろと物事が考えられるのではないか。

ファシリテーター 資料6で「4/4情報の共有」と書いてあるのは、私がまとめてつけた見だしなので、関係がありません。誤解を生んでしまい、申し訳ございません。

牛山教授 先ほどから意見をまとめると2つです。情報共有だけ書くという人はいませんね。そうす

ると、区民は「知る権利」を有すると書くか。もしくは、これ単独であるならば、書かないという意見がもう一つです。つまり、権利はいっぱいあるのだから、なぜ「知る権利」だけ書くのか、ということです。それは、情報共有が区政運営に必要だから、特にここで「知る権利」を書くと言うことですね。それをふまえて、区民は「知る権利」を有し、区政運営にあたり、情報共有をするものとする、というように付けて良いのか。それが、嫌だという意見があるのならば、まだ議論しなければなりませんね。

委員 私は、共有する、ということがどういうことなのか理解できていない。私は、限定した”区政に関する”という言葉はいらないと思う。これを、権利保障する主体、権利を主張する相手方は、新宿区相手に、と考えているつもりである。

委員 資料7の(1)“この条例は、区政を運営するにあたり、区政に区民がどう関わるかについて規定していく”ということばがある。ならば、資料6の”情報共有”の3班”区政運営(行政・議会)の情報を知る権利がある”で良いのではないか。

委員 今は、それを限定するのかもしれないのかという議論である。限定しないならば、それでいく。限定するのならば、何を限定するののかということである。

牛山教授 「知る権利を有する」というのは、条文の趣旨は何を書いているのかというと、憲法上の知る権利を有するということ、ここにあらためて書いたということです。ここが議論された時、臨時運営会にいなかったので申し訳ないのですが、「知る権利を有する」だけは、私も違和感があります。これだけでは、区政だから、自治だから、ということは読めないと思います。よって、区政は知る権利を有し、情報共有といった言葉を入れてはどうかと思います。

委員 臨時運営会では、情報の共有から議論された。なぜ、このようになったのかご理解頂きたい。情報の共有がお互いに情報を共有し合いましょうという意味だとすれば、行政に対して、我々は弱くなる部分があるのではないかという心配があった。よって、行政に対して、「知る権利」はあるという意味を一方的に含みたい、という議論があった。情報の共有は、行政と区民のお互いだ、ということになると、情報を提供してもらうには、弱くなるのではないかということがあった。今までの情報共有はどうであったのか、そういうことを含め、一方的に、行政に対して、「知る権利」があるのだ、とするために、このような議論になった。

委員 私は、区政の情報に限定しない方が良いのではないかという意見である。また、私は“この条例は、区政を運営するにあたり、区政に区民がどう関わるかについて規定していく”という先ほどのまとめに不満がある。生存権など区民が権利を守るためということが一番大事だと思っている。区政を運営するということは、その後ではないかと思う。「知る権利」は区政の情報だけではないのではないか。自分で生きる権利や安全を守る権利とか、そういうことに必要な情報を知る権利があると思っている。区民が権利を行使し、守るための情報だと考えている。そのために、区や議会が持っている情報が、自分を守るためのものかもしれない。そういう1つの情報だと思っている。

ファシリテーター おことわりしますが、“この条例は、区政を運営するにあたり、区政に区民がどう関わるかについて規定していく”については、合意されなかったということで、文言について

は、こだわらなくて良いのかと思います。そして、意見が紛糾していますが、資料7(2)『区民は、知る権利を有する』ということは、合意しているとは思いますが。その後の、情報の共有や情報を限定するのか、という部分については、運営会で持ち帰り、議論して、全体会に戻したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 今日はどこまで決まれば良いのか、わからなくなっている。今日は、運営会案を一通りやって、合意して、細かい文言や表現について問題がある部分は、戻ってやれば良いのではないか。やり方として、提案する。せっかく、運営会案を作ってきて頂いたので、活きるのではないか。また、私は、何度も言うが、『区民は、知る権利を有する』については、情報は無制限に共有するなんてありえない、と思っており、そうは書けないと考えている。私権は最大守られるとは、憲法には書いていない。公序良俗、公共の福祉に反するものは、個人の権利は我慢してはならないとなっている。こういったことが、冒頭にあるのなら、『区民は、知る権利を有する』ならば、良いのではないかと思う。情報の共有とこの文がセットになっていないと、きつすぎるのではないか。

ファシリテーター 今の意見として承って、運営会で持ち帰るということによろしいですか。

委員 それでは、この資料が何のためにあるのかわからなくなるではないか。

委員 運営会では、情報の共有か情報を知る権利かの2つの議論が始まりであった。そこで、この条例は住民区民を守るものであり、共有ではないのではないかと、ということで、情報を知る権利で収まったのではないかと。いかがでしょうか。

委員 今のご意見のように、区民の権利とは何か？ということから始まった。情報の共有ではなく、「知る権利」であるとなった。そして、「知る権利を有する」と落ち着いた。その中で、行政の情報を公開させることも重要であると論議された。最終的には、区民の範囲はどうするのか、という話になった。

これまでの議論で、『区民は、知る権利を有する』は、理解が整ったと考える。では、ここに何が足りないのかを考えると、「知る権利」は、限定すべきなのか、どうなのか、ということであり、合意されなかったと収めることで良いか。

臨時運営会では、午後の3時半から始まり、1時間ちょっとこの議論を行った。運営会に戻したくないという意見が聞こえたが、それは事実でもある。永遠のテーマにする必要はないが、とりあえず、落ち着かせるという意味で、合意された部分と再度検討し合うことは何かをはっきりさせ、収めたいと思う。それとも、このまま進めるか。どちらかに決めないと終わらないのではないかと。どうでしょうか。

委員 これからの議論では常に前提の部分を議論されていこう。しかし、他の法律に基本的にあるものを取ってここに持つ意味と権利を主張するためにはこういう義務があると他の法律に明確にされている部分もある。そういったものを取って載せる意味と前提を当然認識した上で合意をしたという前提がないと、常に前提の部分を議論していかないと確定できないのではないかと。常に前提があるということを理解していくべきではないかと思う。

委員 項目を出すことが目的であり、中身は後でやるということが、全体会の合意事項として決定さ

れるのであるなら、どんどん進むべきではないか。一回議論したのもう終わりではなく、また議論されるのであるならば、進めるべきだと思う。

委員 先ほどの提案で良いのではないか。付帯条件をつけて、運営会で議論するという意見に賛成します。

ファシリテーター 今のご意見を聞いていますと、憲法での知る権利を敢えてこの条例の盛り込む意味を考えた方が良いのではと思います。その中で、限定するのかもしれないのか、情報の共有の盛り込むのかどうかが出てくるのではないかと思います。

委員 『区民は、知る権利を有する』については、合意されている。あとは、付帯条件がつくのかどうか。

ファシリテーター 付帯的なものを載せるのか載せないかは、何にこだわるのかということなので、敢えて「知る権利」を載せる意味をもう一度みなさんで考えていかないと何を限定するのかということも出てこないと思いますので、このままペンディングにさせていただきます。先もあるので、その時に、もう一度、敢えて載せる意味を共有できれば良いのかと思います。いかがでしょうか。

委員 情報の共有について、先ほどの委員の意見をもう一度聞きたいのだが。

委員 共有は共に有すると意味である。「知る権利」は、行政が持っている情報について開示を受ける権利が保障されたことによって、行政と市民が共に持つという意味になる。更に、自治の中では、行政と住民が双方向で、共に課題を認識しながら、情報を作っていくことが必要であり、情報の共有を作っていくと考えている。情報格差はあるが、議会、行政が持っている情報を持つということは、開示を受けるという権利が大事である。それは、情報公開条例で、具体的に情報開示請求権制度として保障されている。しかし、自治の関係で、一方通行であって良いのかというと、そうは思わない。地域の問題について、住民が主体的に解決してくるのであれば、情報を出し合い、課題を整理しながら、情報を共有して、次のものを作っていくことがあってもよいのではないか。「知る権利」は一方的な意味合いが強いので、そこは自治というニュアンスからもう少し脱した方が良いのではないか。

委員 今の説明を聞き、文章を考えてみたが、“区民は知る権利を有し、双方向の情報を作り上げていき、共有する”が適切だと思うのだが、双方向という言葉は、違う言葉にした方が良いのか。

委員 情報の共有は当然であり、反対する人はいないだろう。しかし、それ以前に「知る権利」を入れるのか入れないのかどうかから始めないといきなり情報の共有から始めるのはどうなのか。文京区では、協働協治から始まっており、区民に対して情報の提供を義務づけるという条項が載っている。共有だから、双方出すというのは当然だが、規範としてどうなのであろうか。権力者に対して、どうするのかを考えるべき。信託する立場として、区民もやらなくてはならない。これら2つを合わせなければならない。規範として、何を埋め込むかは重要である。今は、「知る権利」という一方通行について、入れてみたのである。区民の権利はまだ多くある。全てひっくるめて区民の権利はこれで良いのかと合意できれば良いのかと思う。

委員 私も同感である。情報の共有が大事であることは認識しているが、まずは、権利を先に出すということで、こういう文言になった。

委員 今は、運営会案で良いかどうかを聞く。反対ならば、その理由を聞いていく。

牛山教授 今のお二人の意見は、元に戻ることを危惧されているが、既に様々な意見が出ています。折衷案として、「知る権利」については良いが、その先については付け加えることがあるという前提ならば、先に進めるけれど、ただ「元に戻ってしまうから」と言ってしまうのは、議論は先に進めません。「知る権利を有する」までは、みなさん合意している。しかし、その先の情報共有などについて、ただ今の委員がおっしゃたことも含めて考えてはどうか。それが「元に戻るから嫌である」ということならば、ここで決着をつけないといけないですが、もし合意できるのならば先に進みましょうという話ですよ。

委員 何について、「知る権利を有する」がはっきりしない。区政運営に関する情報を知る権利を有する、で十分だと思う。共有とかはいらない。

ファシリテーター 今はそういうご意見を伺いたいのではなく、『区民は、知る権利を有する』については合意なので、その後、限定するのか、何かを付け加えるのかは、ペンディングにしましょうという話ですが、良いですか。

委員 それは合意しているが、議論が戻ってしまう。

ファシリテーター では、確認します。『区民は、知る権利を有する』までは、合意でよろしいですね。限定をするか、情報の共有という言葉盛り込むかどうかは、ペンディングということよろしいでしょうか。

この後は牛山教授のコメントでよろしいでしょうか。

(牛山教授コメントへ)

牛山教授コメント

牛山教授 辻山座長が検討連絡会議でお話しされたことが、みなさん気になっているという印象を受けました。お話を伺っていると、区政、区行政、区議会を含めて自治体というものをどう考えるか、みなさんそれぞれ違うようです。「権力者」というお話も出ていましたが、集権的な国家システムのもとでの役所は、国の出先機関のようなことをして、権力的に勝手に決めて住民のことを顧みない。だから憲法的にブレーキをかけないといけない。こういう意見がありますね。もう一方で、これからの自治体というのは、住民のために行政運営して、住民の声を聞く。もっと言えば、住民が自治体を作る。協働はこういうことですよね。住民が自治体を作り、住民が行政サービスに協力したり、行政の政策を作ったりすることもある。辻山座長がおっしゃった「信託する」ということは、1つの対極を挙げたのであり、信託で良いという意味でおっしゃられたかどうかはわかりません。信託は「任せよう」「やっておいてくれ」という意味であり、協働ではないのです。住民側がご主人様で、行政、議会に対して、「やりなさいよ」という意味であり、自治体が、果たしてそういう、信託理論で良いのかという議論もあります。今日の意見にもありましたが、「知る権利」というのは、行政の持っている情報は、住民も共有し、一方通行ではなく、双方向でやる。そして、自治体というのは、そもそも自分たちで作るのであり、自治体が持っている情報は市民のためのものであると。もちろん、個人情報保護されます。そういうことをみなさんがどう考えるのか、課題であります。すぐに、結論が出るものではありませんし、この先、少し考えていくことでしょう。また、条例ですから、条文が書かれた時に、それが法的に何を意味するのか、どんな条文解説が入るのかをイメージして頂きたいです。「区民は、知る権利を有する」という表現が、どのような法的な意味内容を持つかということ、理解しながら進めていくことを考え、整理していくことが必要でしょう。